



消費生活

サポーター通信

令和2年度第9号

今月のテーマ

強引な布団の訪問販売に注意!



事例

羽毛が飛び出てます!
リフォームすべきです!



- ・ある日突然「布団を見せて欲しい」と業者が訪問してきたので、布団を見せた。
- ・業者が布団カバーを開けると羽毛が飛び散って驚いた。業者はすかさず布団のリフォームを勧めてきた。
- ・「家族に相談してから」と断ろうとしたが、何度もしつこく勧誘され契約してしまった。
- ・契約をしたものの、手持ちのお金がなく支払いに困っている。

アドバイス



不要な勧誘はきっぱり断る!

⇒必要がなければ家に入れないようにしましょう。



訪問販売はクーリング・オフができます。

⇒もし契約してしまった場合でも、原則として契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ（無条件での解約）ができます。

認知症などで判断力が低下した高齢者をねらった悪質商法が後を絶ちません。

家族や介護者の見守りで高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう。

この高額な契約書は?…大変だ!



リーフレット「見守り」で防ごう消費者トラブルをご活用ください。

青森県消費生活センター リーフレット



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎ **188** (お近くの消費生活センターにつながります)

令和2年12月発行
青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9:00~17:30 土・日・祝日10時~16時 (年末年始休み))



青森県消費生活センター
マスコミキャラクター
(消費者教育推進大使)
テルミちゃん
(Tel. Me)